

別紙 重度訪問介護従業者養成研修 カリキュラム及び講師・実習指導者の基準

1 重度訪問介護従業者養成研修 基礎課程

カリキュラム				講師の基準等	
科目名	目的	内容	時間数	必要とする能力	講師・実習指導者の基準
I 講義					
(1) 重度訪問介護の制度とサービス	重度訪問介護の制度とサービスの内容、役割を理解する。	重度訪問介護の制度、サービスの内容とその役割	1	関係法令に関する知識及び制度とサービスについての知識を有する。	・障害者(児)福祉担当の行政関係職員 ・重度訪問介護事業所の管理者(但し、身体障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・社会福祉士(但し、身体障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・大学等で当該科目に関する分野を教育・研究している教員
(2) 重度訪問介護利用者の理解と従業者の職業倫理	重度訪問介護利用者の障害等、また福祉業務に従事する際の職業倫理について理解する。	・重度訪問介護利用者の障害・疾病 ・重度訪問介護利用者の社会参加 ・福祉業務従事者としての職業倫理	1	重度訪問介護利用者の障害等及び福祉の実務に関する知識を有する。	・重度訪問介護事業所の管理者(但し、身体障害者福祉関係の5年以上の実務経験を要する者) ・身体障害者関係の施設・事業所の管理者(但し、身体障害者福祉関係の5年以上の実務経験を要する者) ・社会福祉士(但し、身体障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・大学等で当該科目に関する分野を教育・研究している教員
(3) 基礎的な介護技術	基礎的な介護技術について理解する。	・介護の目的、機能と基本原則 ・介護ニーズと基本的対応 ・在宅介護の特徴とすすめ方 ・福祉用具の基礎知識と活用 ・介護者の健康管理	1	介護技術に関する具体的知識を有する。	・重度訪問介護事業所のサービス提供責任者 ・介護福祉士(但し、介護業務に5年以上従事した経験を有する者) ・重度訪問介護事業所の従業者(但し、介護業務に5年以上従事した経験を有する者) ・身体障害者関係施設・事業所において介護業務に5年以上従事した経験を有する者 ・保健師又は看護師(但し、看護業務に5年以上従事し、かつ1年以上在宅サービスと連携をとって活動している者) ・大学等で当該科目に関する分野を教育・研究している教員
II 実習					
(1) 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	肢体不自由者に対する基礎的な介護技術を習得し、また、重度の肢体不自由者とのコミュニケーションを体験する。	○ 重度訪問介護事業所、居宅介護事業所、生活介護事業所、障害者支援施設その他身体障害者関係施設・事業所(ただし、肢体不自由者を対象に含む施設・事業所であること)における介護実習(基礎的な介護方法、重度の肢体不自由者とのコミュニケーション) ○ 次の内容による演習に代えることもできる。 ・基礎的な介護方法(食事の介護、排せつの介護、体位・姿勢交換の介護、身体の清潔(洗髪、清拭、口腔ケア等)の介護、緊急時の対応) ・重度の肢体不自由者への接し方	5	介護技術を指導する知識を有する	・重度訪問介護事業所のサービス提供責任者 ・介護福祉士(但し、身体障害者に対する介護業務に5年以上従事した経験を有する者) ・重度訪問介護事業所の従業者(但し、介護業務に5年以上従事した経験を有する者) ・身体障害者関係施設・事業所において介護業務に5年以上従事した経験を有する者 ・保健師又は看護師(但し、看護業務に5年以上従事し、かつ1年以上在宅サービスと連携をとって活動している者)

カリキュラム				講師の基準等	
科目名	目的	内容	時間数	必要とする能力	講師・実習指導者の基準
(2)外出の介護技術に関する実習	肢体不自由者の外出の際の介護技術を習得する	<p>○ 重度訪問介護事業所、生活介護事業所、障害者支援施設、移動支援事業所その他身体障害者関係施設・事業所(ただし、肢体不自由者を対象に含む施設・事業所であること)における外出時の介護実習</p> <p>○ 次の内容による演習に代えることもできる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いすへの移乗に際しての抱きかかえ方や移乗の方法 <ul style="list-style-type: none"> /床と車いす間の移乗 /ベットと車いす間の移乗 /2人の介護者で行う場合 ・車いすでの移動を介護する場合の車いすの取り扱い方や平地、階段での移動方法など <ul style="list-style-type: none"> /車いすの取り扱い方 /車いす移動介護における注意(雨の日) /平地での移動 /階段における移動 /エレベーター、エスカレーターの利用 /乗り物を利用する場合の注意 /歩行移動介護方法の留意点 	2	介護技術を指導する知識を有する	<ul style="list-style-type: none"> ・重度訪問介護事業所のサービス提供責任者 ・介護福祉士(但し、介護業務に5年以上従事した経験を有する者) ・重度訪問介護事業所の従業者(但し、介護業務に5年以上従事した経験を有する者) ・身体障害者関係施設・事業所において介護業務に5年以上従事した経験を有する者 ・保健師又は看護師(但し、看護業務に5年以上従事し、かつ1年以上在宅サービスと連携をとって活動している者)
計			10		
				注 講師・実習指導者の基準に定めのない者で、その者の業績を審査することによって、当該科目を教授する能力を十分に有していると認められる場合は、当該者を講師とすることができるものとする。	

別紙 重度訪問介護従業者養成研修 カリキュラム及び講師・実習指導者の基準

2 重度訪問介護従業者養成研修 追加課程

カリキュラム				講師の基準等	
科目名	目的	内容	時間数	必要とする能力	講師・実習指導者の基準
I 講義					
(1) 医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援	業務において直面する頻度の高い障害・疾病を医学的・実践的な視点で理解するとともに、介護職としての支援の方法を理解する	・肢体不自由者の原因疾患(脳性まひ、脳血管障害、頸髄損傷など)及び症状の理解 ・医療的ケアの内容及び方法	4	肢体不自由者(児)の疾病、障害及び医療的ケアに関する知識を有する。	・医師 ・保健師 ・看護師 ・大学等で当該科目に関する分野を教育・研究している教員
(2) コミュニケーションの技術	言語障害についての理解を深め、言語障害のある人とのコミュニケーションの方法に関する知識を修得する。	・言語障害の種類と特徴 ・言語障害のある肢体不自由者とのコミュニケーションの方法	2	言語障害の種類・特徴や、言語障害のある肢体不自由者とのコミュニケーションの方法に関する知識を有する	・医師 ・言語聴覚士 ・重度訪問介護事業所のサービス提供責任者 ・介護福祉士(但し、介護業務に5年以上従事した経験を有する者) ・重度訪問介護事業所の従業者(但し、介護業務に5年以上従事した経験を有する者) ・身体障害者関係施設・事業所において介護業務に5年以上従事した経験を有する者 ・保健師又は看護師(但し、看護業務に5年以上従事し、かつ1年以上在宅サービスと連携をとって活動している者) ・大学等で当該科目に関する分野を教育・研究している教員
(3) 緊急時の対応及び危険防止	緊急時の対応及び危険防止のための留意点について理解する。	・事故防止のための移動の留意点 ・事故時の対応 ・安全な食事の介護 ・介護者自身のからだの保護	1	緊急時の対応及び危険防止のための留意点に関する知識を有する。	・重度訪問介護事業所のサービス提供責任者 ・介護福祉士(但し、介護業務に5年以上従事した経験を有する者) ・重度訪問介護事業所の従業者(但し、介護業務に5年以上従事した経験を有する者) ・身体障害者関係施設・事業所において介護業務に5年以上従事した経験を有する者 ・保健師又は看護師(但し、看護業務に5年以上従事し、かつ1年以上在宅サービスと連携をとって活動している者) ・救急救命士 ・大学等で当該科目に関する分野を教育・研究している教員
II 実習					
重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	重度の肢体不自由者の介護を体験する	重度訪問介護事業所、居宅介護事業所、生活介護事業所、障害者支援施設その他身体障害者関係施設・事業所(ただし、肢体不自由者を対象に含む施設・事業所であること)における重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習 (障害程度区分5又は6である肢体不自由者に対する介護サービス提供現場を1カ所以上含むこと)	3	重度の肢体不自由者の介護に関する知識を有する。	重度訪問介護事業所その他身体障害者関係施設・事業所の従業者(但し、重度の肢体不自由者に対する介護を含む介護業務に3年以上従事した経験を有する者)
			10		
				注 講師・実習指導者の基準に定めのない者で、その者の業績を審査することによって、当該科目を教授する能力を十分に有していると認められる場合は、当該者を講師とすることができるものとする。	

別紙 重度訪問介護従業者養成研修 カリキュラム及び講師・実習指導者の基準

3 重度訪問介護従業者養成研修 統合課程

カリキュラム				講師の基準等	
科目名	目的	内容	時間数	必要とする能力	講師・実習指導者の基準
I 講義					
(1) 重度の肢体不自由者の地域生活等	重度訪問介護の制度とサービスの内容、役割を理解する。 重度訪問介護利用者の障害等について理解する。	重度訪問介護の制度、サービスの内容とその役割 ・重度訪問介護利用者の障害・疾病 ・重度訪問介護利用者の社会参加 ・福祉業務従事者としての職業倫理	2	関係法令に関する知識及び制度とサービスについての知識を有する。	・障害者(児)福祉担当の行政関係職員 ・重度訪問介護事業所の管理者(但し、身体障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・社会福祉士(但し、身体障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・大学等で当該科目に関する分野を教育・研究している教員
(2) 基礎的な介護技術	基礎的な介護技術について理解する。	・介護の目的、機能と基本原則 ・介護ニーズと基本的対応 ・在宅介護の特徴とすすめ方 ・福祉用具の基礎知識と活用 ・介護者の健康管理	1	介護技術に関する具体的な知識を有する。	・重度訪問介護事業所のサービス提供責任者 ・介護福祉士(但し、介護業務に5年以上従事した経験を有する者) ・重度訪問介護事業所の従業者(但し、介護業務に5年以上従事した経験を有する者) ・身体障害者関係施設・事業所において介護業務に5年以上従事した経験を有する者 ・保健師又は看護師(但し、看護業務に5年以上従事し、かつ1年以上在宅サービスと連携をとって活動している者) ・大学等で当該科目に関する分野を教育・研究している教員
(3) コミュニケーションの技術	言語障害についての理解を深め、言語障害のある人とのコミュニケーションの方法に関する知識を修得する。	・言語障害の種類と特徴 ・言語障害のある肢体不自由者とのコミュニケーションの方法	2	言語障害の種類・特徴や、言語障害のある肢体不自由者とのコミュニケーションの方法に関する知識を有する	・医師 ・言語聴覚士 ・重度訪問介護事業所のサービス提供責任者 ・介護福祉士(但し、介護業務に5年以上従事した経験を有する者) ・重度訪問介護事業所の従業者(但し、介護業務に5年以上従事した経験を有する者) ・身体障害者関係施設・事業所において介護業務に5年以上従事した経験を有する者 ・保健師又は看護師(但し、看護業務に5年以上従事し、かつ1年以上在宅サービスと連携をとって活動している者) ・大学等で当該科目に関する分野を教育・研究している教員
(4) 喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義	呼吸について 人工呼吸器について 口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部の吸引 喀痰吸引の手順、留意点、緊急時の対応等	3		指導者養成事業等*を終了又はこれに相当する知識及び技能を有すると認められる下記のもの ・医師 ・保健師 ・助産師 ・看護師
(5) 経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義	経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義	健康状態の把握 職と排泄(消化)について 胃ろう、腸ろうと経鼻経管栄養 経管栄養の手順、留意点、緊急時の対応等	3		
<div style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p>※「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成事業(特定の者対象)について」 (平成23年9月14日障発0914第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に定める</p> </div>					
II 演習					

(1)喀痰吸引等に関する演習	喀痰吸引及び経管栄養の方法を修得する	喀痰吸引(口腔内) 喀痰吸引(鼻腔内) 喀痰吸引(気管カニューレ内部) 経管栄養(胃ろう・腸ろう) 経管栄養(経鼻)	1		指導者養成事業等*を終了又はこれに相当する知識及び技能を有すると認められる下記のもの ・医師 ・保健師 ・助産師 ・看護師
Ⅲ 実習					
(1) 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	肢体不自由者に対する基礎的な介護技術を習得し、また、重度の肢体不自由者とのコミュニケーションを体験する。	○ 重度訪問介護事業所、居宅介護事業所、生活介護事業所、障害者支援施設その他身体障害者関係施設・事業所(ただし、肢体不自由者を対象に含む施設・事業所であること)における介護実習(基礎的な介護方法、重度の肢体不自由者とのコミュニケーション) ○ 次の内容による演習に代えることもできる。 ・基礎的な介護方法(食事の介護、排せつの介護、体位・姿勢交換の介護、身体の清潔(洗髪、清拭、口腔ケア等)の介護、緊急時の対応) ・重度の肢体不自由者への接し方	3	介護技術を指導する知識を有する	・重度訪問介護事業所のサービス提供責任者 ・介護福祉士(但し、身体障害者に対する介護業務に5年以上従事した経験を有する者) ・重度訪問介護事業所の従業者(但し、介護業務に5年以上従事した経験を有する者) ・身体障害者関係施設・事業所において介護業務に5年以上従事した経験を有する者 ・保健師又は看護師(但し、看護業務に5年以上従事し、かつ1年以上在宅サービスと連携をとって活動している者)
(2)外出の介護技術に関する実習	肢体不自由者の外出の際の介護技術を習得する	○ 重度訪問介護事業所、生活介護事業所、障害者支援施設、移動支援事業所その他身体障害者関係施設・事業所(ただし、肢体不自由者を対象に含む施設・事業所であること)における外出時の介護実習 ○ 次の内容による演習に代えることもできる。 ・車いすへの移乗に際しての抱きかかえ方や移乗の方法 /床と車いす間の移乗 /ベットと車いす間の移乗 /2人の介護者で行う場合 ・車いすでの移動を介護する場合の車いすの取り扱い方や平地、階段での移動方法など /車いすの取り扱い方 /車いす移動介護における注意(雨の日) /平地での移動 /階段における移動 /エレベーター、エスカレーターの利用 /乗り物を利用する場合の注意 /歩行移動介護方法の留意点	2	介護技術を指導する知識を有する	・重度訪問介護事業所のサービス提供責任者 ・介護福祉士(但し、介護業務に5年以上従事した経験を有する者) ・重度訪問介護事業所の従業者(但し、介護業務に5年以上従事した経験を有する者) ・身体障害者関係施設・事業所において介護業務に5年以上従事した経験を有する者 ・保健師又は看護師(但し、看護業務に5年以上従事し、かつ1年以上在宅サービスと連携をとって活動している者)

<p>重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習</p>	<p>重度の肢体不自由者の介護を体験する</p>	<p>重度訪問介護事業所、居宅介護事業所、生活介護事業所、障害者支援施設その他身体障害者関係施設・事業所(ただし、肢体不自由者を対象に含む施設・事業所であること)における重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習 (障害程度区分5又は6である肢体不自由者に対する介護サービス提供現場を1カ所以上含むこと)</p>	<p>3.5</p>	<p>重度の肢体不自由者の介護に関する知識を有する。</p>	<p>重度訪問介護事業所その他身体障害者関係施設・事業所の従業者(但し、重度の肢体不自由者に対する介護を含む介護業務に3年以上従事した経験を有する者)</p>
<p>計</p>			<p>20.5</p>		
				<p>注 講師・実習指導者の基準に定めのない者で、その者の業績を審査することによって、当該科目を教授する能力を十分に有していると認められる場合は、当該者を講師とすることができるものとする。</p>	